

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

尊厳死

自らの意思で人工呼吸などによる延命措置を受けず、最期をむかえることを「尊厳死」という。終末期医療は、本人の意思を基本とし、意思確認が出来ない場合は、家族などが本人の意思を推定し、尊重すると定めているが、現場はそう簡単にはいかない。死期が迫っているのに、本人に意思確認などできるはずが無い。現場の医師は、救命が医療の使命、延命措置を続けるかは、家族らとの話し合いで決める。延命中止の申し出があっても、別の家族や親類が異を唱えることがある…必要な措置を怠ったと病院が訴えられる。自分(本人)の最後は自分で締めくくる覚悟が必要になってくる。尊厳死宣言書などをきちんと残すことが、大切な家族や医師を守ることになる。

代表 名和 泰典

特集 相続人とは…(先妻の子・嫁・実子と養子・内縁の妻)

相続に関する相談は、日増しに増えていますが、その中でも特に多いのが、相続人と相続分に関する相談です。相続に関心のお有りの方は、自身の家族に相続が発生した場合、相続人が誰と誰で、相続分はそれぞれどれくらいであるのか、だいたい把握されている方もみえると思います。しかし、ご自身に都合の良い思い込みや誤解、勘違いをされている方も少なからずみえます。

民法では、まず相続人を血族相続人と配偶者相続人との二系統としています。血族相続人は第1順位として、子と代襲相続人、第2順位として直系尊属、第3順位として兄弟姉妹となっています。そして、後の順位の相続人は、前の順位の相続人が生存する限り相続人にはなれません。一方、配偶者相続人は常に相続人となります。ではここでよくある Q&A をご紹介します。

Q1 亡くなった夫に先妻の子と後妻の子がいる場合どうなるか?

A1 後妻は常に相続人。先妻の子と後妻の子は第1順位として平等に相続します。

また、将来の後妻が亡くなった時の相続のことも考えておく必要があります。先妻の子と後妻との間には、相続関係にありませんので、先妻の子には相続権がありません。相続できるようにするには、養子縁組などの対処が

必要です。

Q2 子の配偶者(嫁または婿)が相続人となることはあるのか?

A2 数次相続が発生した場合には、結果的に相続人となりうる。残したい人に財産を継がせたい方は、遺言書を作成することが有効でしょう。

Q3 実子と養子がいる場合、どちらも相続人となるのですか?

A3 どちらも平等に相続します。普通養子の場合には、養子の実親の相続についても、相続権があります。なお、特別養子については、養子の実親との親族関係が消滅するので、相続権はありません。

Q4 内縁の妻(夫)は相続人となれない?

A4 内縁の妻(夫)は民法でいう「配偶者」にあらず、相続権がないとするのが、通説・判例です。一方の内縁の妻(夫)が死亡した場合、他方の内縁の妻(夫)は財産を相続することはできず、財産分与の規定で財産を分けてもらうこともできません。予め、遺言書を作成しておく必要があります。

執筆者 横山 真一

相続コンサルティング株式会社(相続解決組)
Agora 通信発行

〒500-8857

岐阜市坂井町1丁目24 Agora岐阜内

相続解決組

検索

連絡先

お気軽にお電話下さい